

## 整骨院・接骨院(柔道整復師)の正しいかかり方

整骨院・接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門職による治療をする施設です。

そのため、船員保険の対象となる範囲は限られています。

### 【保険証が使える】

- 骨折、脱臼(応急手当以外は医師の同意が必要)
- 外傷性が明らかな捻挫、打撲など

### 【保険証が使えない(全額自己負担)】

- 日常生活における単なる疲労、肩こり、筋肉疲労
- 病気が原因で起こる痛みやこり(神経痛、ヘルニア等)
- 脳疾患後後遺症等の慢性病
- マッサージ代わりの利用

### ●Q & A

Q1. 職務中に転んで捻挫しましたが、保険証は使えますか？

A1. 職務上や通勤途上のけがに保険証は使えず、労災保険の適用になります。

Q2. 持病の肩や腰の痛みが慢性化しており、整(接)骨院にかかった場合、保険扱いになりますか？

A2. 原因不明の肩や腰の痛みに対する治療は保険の対象外ですので、全額自己負担になります。痛みの違和感が長くとれない場合は重大な疾患(内科的疾患)の可能性もありますので、一度医療機関に受診していただくことをお勧めいたします。

※この記事は、全国健康保険協会の資料を基に作成

〔ファクスだより〕

2023年8月19日(土曜日)